



長野県報

7月19日(火)
平成17年
(2005年)
第1677号

目次

条 例

市町村の合併に伴う関係条例の整理に関する条例(市町村課まちづくり支援室)	3
特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例(生活文化課NPO活動推進室)	5
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例(建築管理課)	5
長野県基本計画の議決等に関する条例(議事課)	5

規 則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則(生活文化課NPO活動推進室)	6
---	---

告 示

平成17年3月31日専決処分した平成16年度補正予算の要領(財政改革チーム)	
平成17年7月11日成立した平成17年度補正予算の要領(財政改革チーム)	7
家畜伝染病予防法に基づく検査の実施(畜産課)	8
森林整備に係る建設機械の活用促進事業補助金交付要綱の制定(林業振興課)	9
保安林予定森林にする旨の通知(森林保全課)	10

公 告

平成18年度長野県看護専門学校学生の募集(医務課)	11
一般競争入札(医務課県立病院室)	12
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(生活文化課NPO活動推進室)	12
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(産業政策課)	13
土地改良事業の施行の同意(土地改良課)	13
特定調達契約に係る一般競争入札(情報管理課)	13
一般競争入札(雇用・人材育成課)	14

本号で公布された条例のあらまし

◇ 市町村の合併に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第46号）

1 次の市町村の合併に伴い、関係する条例について、管轄区域を改める等所要の改正を行いました。

- (1) 飯田市、下伊那郡上村及び同郡南信濃村
- (2) 東筑摩郡明科町、南安曇郡豊科町、同郡穂高町、同郡三郷村及び同郡堀金村
- (3) 小県郡長門町及び同郡和田村
- (4) 上水内郡牟礼村及び同郡三水村
- (5) 東筑摩郡本条村、同郡坂北村及び同郡坂井村
- (6) 木曾郡木曾福島町、同郡日義村、同郡開田村及び同郡三岳村
- (7) 下伊那郡阿智村及び同郡浪合村
- (8) 上田市、小県郡丸子町、同郡真田町及び同郡武石村
- (9) 伊那市、上伊那郡高遠町及び同郡長谷村

2 この条例は、平成17年10月1日（1(5)に係るものにあつては平成17年10月11日、1(6)に係るものにあつては平成17年11月1日、1(7)に係るものにあつては平成18年1月1日、1(8)に係るものにあつては平成18年3月6日、1(9)に係るものにあつては平成18年3月31日）から施行します。

◇ 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（条例第47号）

1 特定非営利活動法人が行う書面の保存等について、これらを電磁的方法により行うことができるようにする「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」を適用するため、規定の整備を行いました。

2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例（条例第48号）

1 租税特別措置法の一部改正により、一部の規定に条項ずれが生じたことに伴い、当該規定を引用している条例について、規定の整理を行いました。

2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 長野県基本計画の議決等に関する条例（条例第49号）

1 透明性の高い県行政の計画的かつ効果的な推進に資することを目的として、基本計画の策定、変更又は廃止を議会の議決事件とすること等を定めました。

2 この条例は、公布の日から施行します。

条例

市町村の合併に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布します。

平成17年7月19日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第46号

市町村の合併に伴う関係条例の整理に関する条例

(出先機関の統合等に関する条例の一部改正)

第1条 出先機関の統合等に関する条例(昭和61年長野県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条第3項中「及び南安曇郡」を削る。

(長野県福祉事務所設置条例の一部改正)

第2条 長野県福祉事務所設置条例(昭和26年長野県条例第56号)の一部を次のように改正する。

別表の長野県木曽福祉事務所の項中「木曽郡木曽福島町」

を「木曽郡木曽町」に改め、同表の長野県松本福祉事務所の

項中「東筑摩郡 南安曇郡」を「東筑摩郡」に改める。

(児童相談所条例の一部改正)

第3条 児童相談所条例(昭和39年長野県条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表の長野県松本児童相談所の項中「塩尻市」を「塩尻市 安曇野市」に、「東筑摩郡 南安曇郡」を「東筑摩郡」に改める。

(労政事務所の設置に関する条例の一部改正)

第4条 労政事務所の設置に関する条例(昭和31年長野県条例第35号)の一部を次のように改正する。

別表の長野県中信労政事務所の項中「東筑摩郡 南安曇郡」を「東筑摩郡」に、「塩尻市」を「塩尻市 安曇野市」に改める。

(保健所条例の一部改正)

第5条 保健所条例(昭和39年長野県条例第34号)の一部を次のように改正する。

第3条の2の表中「南安曇郡豊科町」を「安曇野市」に改める。

別表第1の長野県木曽保健所の項中「木曽郡木曽福島町」

を「木曽郡木曽町」に改め、同表の長野県松本保健所の項中

「南安曇郡 松本市 塩尻市」を「松本市 塩尻市 安曇野市」に改める。

(長野県看護専門学校条例の一部改正)

第6条 長野県看護専門学校条例(昭和39年長野県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第3条の表中「木曽郡木曽福島町」を

「木曽郡木曽町」に改める。

(長野県立病院条例の一部改正)

第7条 長野県立病院条例(昭和41年長野県条例第57号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表の長野県立木曽病院の項中

「木曽郡木曽福島町」を「木曽郡木曽町」に改め、同表

の長野県立こども病院の項中「南安曇郡豊科町」を

「安曇野市」に改める。

(長野県流域下水道条例の一部改正)

第8条 長野県流域下水道条例(昭和54年長野県条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「豊科町公共下水道 穂高町公共下水道 堀金村公共下水道 三郷村公共下水道」を「安曇野市公共下水道」に改める。

(地域農業改良普及センターの設置に関する条例の一部改正)

第9条 地域農業改良普及センターの設置に関する条例(昭和33年長野県条例第54号)の一部を次のように改正する。

別表の長野県木曽農業改良普及センターの項中

「木曽郡木曽福島町」を「木曽郡木曽町」に改め、同表

の長野県松本農業改良普及センターの項中「南安曇郡 松本市 塩尻市」を「松本市 塩尻市 安曇野市」に改める。

(家畜保健衛生所の設置に関する条例の一部改正)

第10条 家畜保健衛生所の設置に関する条例(昭和27年長野県条例第77号)の一部を次のように改正する。

別表の長野県松本家畜保健衛生所の項中「東筑摩郡 南安曇郡」を「東筑摩郡」に、「塩尻市」を「塩尻市 安曇野市」に改める。

(長野県林業大学校条例の一部改正)

第11条 長野県林業大学校条例(昭和53年長野県条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条中「木曽郡木曽福島町」を「木曽郡木曽町」に改める。

(長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部改正)

第12条 長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例(昭和41年長野県条例第59号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「上伊那郡高遠町」を「伊那市」に、

「小県郡真田町」を「上田市」に、

「上伊那郡長谷村」を「伊那市」に改める。

(高等学校設置条例の一部改正)

第13条 高等学校設置条例(昭和39年長野県条例第64号)の一部を次のように改正する。

別表の長野県北部高等学校の項中「上水内郡三水村」を

「上水内郡飯綱町」に改め、同表の長野県丸子実業高等学校

の項中「小県郡丸子町」を「上田市」に改め、同表の長

野県高遠高等学校の項中「上伊那郡高遠町」を

「伊那市」に改め、同表の長野県木曾高等学校の項及び長野

県木曾山林高等学校の項中「木曾郡木曾福島町」を

「木曾郡木曾町」に改め、同表の長野県明科高等学校の項中

「東筑摩郡明科町」を「安曇野市」に改め、同表の長野

県豊科高等学校の項及び長野県南安曇農業高等学校の項中

「南安曇郡豊科町」を「安曇野市」に改め、同表の長野

県穂高商業高等学校の項中「南安曇郡穂高町」を

「安曇野市」に改める。

(養護学校設置条例の一部改正)

第14条 養護学校設置条例(昭和39年長野県条例第62号)の一部を次のように改正する。

第2条の表の長野県木曾養護学校の項中

「木曾郡木曾福島町」を「木曾郡木曾町」に改める。

(長野県警察の組織に関する条例の一部改正)

第15条 長野県警察の組織に関する条例(昭和29年長野県条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表の長野県丸子警察署の項中「長門町、武石村及び和田村」を「武石村及び長和町」に改め、同表の長野県伊那警察署の項中「高遠町、箕輪町、南箕輪村及び長谷村」を「箕輪町及び南箕輪村」に改め、同表の長野県飯田警察署の項中「浪合村」を削り、「大鹿村 飯田市」を「大鹿村 飯田市(長野県阿南警察署の管轄する区域を除く。)」に改め、同表の長野県阿南警察署の項中「泰阜村、上村及び南信濃村」を「及び泰阜村 飯田市のうち上村、南信濃和田、南信濃八重河内、南信濃南和田及び南信濃

木沢の区域」に改め、同表の長野県木曾警察署の項中

「木曾郡木曾福島町」を「木曾郡木曾町」に改め、同表の長野県豊

科警察署の項を次のように改める。

長野県 安曇野警察署	安曇野市	東筑摩郡のうち麻績村、生坂村 及び筑北村 安曇野市
---------------	------	------------------------------

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第16条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年長野県条例第34号)の一部を次のように改正する。

別表第2及び別表第3中「東御市」を「東御市 安曇野市」に、「東筑摩郡 南安曇郡」を「東筑摩郡」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条中長野県福祉事務所設置条例別表の長野県木曾福祉事務所の項の改正規定、第5条中保健所条例別表第1の長野県木曾保健所の項の改正規定、第6条の規定、第7条中長野県立病院条例第4条第1項の表の長野県立木曾病院の項の改正規定、第9条中地域農業改良普及センターの設置に関する条例別表の長野県木曾農業改良普及センターの項の改正規定、第11条の規定、第13条中高等学校設置条例別表の長野県木曾高等学校の項及び長野県木曾山林高等学校の項の改正規定、第14条の規定並びに第15条中長野県警察の組織に関する条例別表の長野県木曾警察署の項の改正規定 平成17年11月1日

(2) 第15条中長野県警察の組織に関する条例別表の長野県飯田警察署の項の改正規定(「浪合村」を削る部分に限る。) 平成18年1月1日

(3) 第12条中長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例別表第2の改正規定(

「小県郡真田町」を「上田市」に改める部分に限る。)

及び第13条中高等学校設置条例別表の長野県丸子実業高等学校の項の改正規定 平成18年3月6日

(4) 第12条中長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例別表第2の改正規定(

「小県郡真田町」を「上田市」に改める部分を除く。)

第13条中高等学校設置条例別表の長野県高遠高等学校の項の改正規定及び第15条中長野県警察の組織に関する条例別表の長野県伊那警察署の項の改正規定 平成18年3月31日(調整規定)

2 この条例の施行の日から平成17年10月10日までの間における第15条の規定による改正後の長野県警察の組織に関する条例別表の長野県安曇野警察署の項の規定の適用については、同項中「麻績村、生坂村及び筑北村」とあるのは、「本城村、坂北村、麻績村、坂井村及び生坂村」とする。

市町村課まちづくり支援室

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年7月19日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第47号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例(平成10年長野県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(書面保存情報通信技術利用法の適用)

第6条 法第14条において準用する民法(明治29年法律第89号)第51条第1項の規定による作成及び備置き、法第28条第1項の規定による作成及び備置き並びに同条第2項の規定による閲覧並びに法第35条第1項の規定による作成及び備置きについて、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号。以下この条において「書面保存情報通信技術利用法」という。)を適用する場合における、法第44条の3の規定により読み替えて適用される書面保存情報通信技術利用法第9条の規定により主務省令とされる条例で定める事項については、次に定めるところによる。

- (1) 書面保存情報通信技術利用法第3条第1項に規定する主務省令で定める保存は、法第14条において準用する民法第51条第1項の規定による書面(法人の設立の時に作成するものに限る。)並びに法第28条第1項及び第35条第1項の規定による書面の備置きとする。
- (2) 特定非営利活動法人が、書面保存情報通信技術利用法第3条第1項の規定により、前号の規定による書面の備置きに代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、規則で定める方法により行わなければならない。
- (3) 特定非営利活動法人が前号の規定による電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができなければならない。
- (4) 書面保存情報通信技術利用法第4条第1項に規定する主務省令で定める作成は、法第14条において準用する民法第51条第1項の規定による書面(法人の設立の時に作成するものに限る。)並びに法第28条第1項及び第35条第1項の規定による書面の作成とする。
- (5) 特定非営利活動法人が、書面保存情報通信技術利用法第4条第1項の規定により、前号の規定による書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、規則で定める方法により行わなければならない。
- (6) 書面保存情報通信技術利用法第5条第1項に規定する主務省令で定める縦覧等は、法第28条第2項の規定による書面の閲覧とする。
- (7) 特定非営利活動法人が、書面保存情報通信技術利用法第5条第1項の規定により、前号の規定による閲覧に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項を当該特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類により行わなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

生活文化課NPO活動推進室

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年7月19日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第48号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年長野県条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表の41の項中「第31条の2第2項第12号のハ」を「第31条の2第2項第14号のハ」に、「第31条の2第2項第13号のニ」を「第31条の2第2項第15号のニ」に、「第62条の3第4項第12号のハ」を「第62条の3第4項第14号のハ」に、「第62条の3第4項第13号のニ」を「第62条の3第4項第15号のニ」に改める。

(長野県手数料徴収条例の一部改正)

第2条 長野県手数料徴収条例(平成12年長野県条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の71の項中「第31条の2第2項第12号のハ、第62条の3第4項第12号のハ」を「第31条の2第2項第14号のハ、第62条の3第4項第14号のハ」に、「第31条の2第2項第13号のニ、第62条の3第4項第13号のニ」を「第31条の2第2項第15号のニ、第62条の3第4項第15号のニ」に、「第20条の2第9項又は第38条の4第19項」を「第20条の2第11項又は第38条の4第21項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

建築管理課

長野県基本計画の議決等に関する条例をここに公布します。

平成17年7月19日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第49号

長野県基本計画の議決等に関する条例

(目的等)

第1条 この条例は、基本計画の策定等を議会の議決事件として定めること等により、透明性の高い県行政の計画的かつ効果的な推進に資することを目的とする。

2 計画等のうち条例の規定に基づき策定等をするものに係るその手続その他の取扱いについては、当該条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(議会の議決すべき事件)

第2条 次に掲げる計画等(以下「基本計画」という。)の策定、変更(第2号に掲げる計画にあっては、当該計画の実施方針、実施期間及び主要な目標に係るものに限る。)又は廃止は、地方自

治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定により定める議会の議決すべき事件とする。

- (1) 県行政の総合的かつ計画的な運営を図るための基本構想
- (2) 前号に掲げるもののほか、県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を定める計画
(議会へ報告すべき事件)

第3条 知事その他の執行機関(以下「知事等」という。)は、県行政の各分野において基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するもの(実施期間が3年未満のものを除く。以下この条において「計画等」という。)を策定したときは、次に掲げる事項を議会に報告しなければならない。

- (1) 当該計画等の実施方針
- (2) 当該計画等の実施期間
- (3) 当該計画等の主要な目標

2 知事等は、計画等の変更(前項各号に掲げる事項の変更(軽微なものを除く。)に限る。)又は廃止をしたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

(基本計画の案の報告等)

第4条 知事等は、基本計画の策定又は変更をしようとするときは、あらかじめ、その案の概要を議会に報告するとともに、一般に公表し、県民等の意見が反映されるよう必要な措置を講じなければならない。

(実施状況に対する評価の報告等)

第5条 知事等は、毎年、基本計画に基づく主要な事業の実施状況に対する評価を行い、その概要を議会に報告するとともに、一般に公表しなければならない。

(知事への意見)

第6条 議会は、次に掲げる場合には、知事に意見を述べることができる。

- (1) 計画的かつ効果的な県行政の推進のために新たに基本計画を策定する必要があると認めるとき。
- (2) 社会経済情勢の変化等により、基本計画の変更又は廃止をする必要があると認めるとき。
- (3) 基本計画に定める事業の進捗状況を勘案して、その実施を推進する必要があると認めるとき。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用関係)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以降に策定される基本計画等について適用する。

(既存の基本計画等に係る附則第2項の特例等)

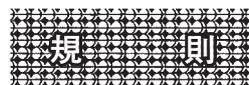
3 この条例の施行の際現に策定されている未来への提言については、第2条第1号に規定する基本構想到該当するものとし、前項の規定にかかわらず、同条及び第4条から第6条までの規定を適用する。

4 この条例の施行の際現に策定されている計画等で次に掲げるものについては、第3条第1項に規定する計画等に該当するものとし、附則第2項の規定にかかわらず、同条の規定を適用する。

- (1) 県政改革ビジョン
- (2) 財政改革推進プログラム
- (3) 長野県男女共同参画計画
- (4) 長野県老人保健福祉計画・第2期介護保険事業支援計画

- (5) 長野県障害者計画
- (6) 第四次長野県保健医療計画
- (7) 長野県環境基本計画
- (8) 長野県水環境保全総合計画
- (9) 長野県科学技術産業振興指針
- (10) 長野県観光振興基本計画
- (11) 産業活性化・雇用創出プラン
- (12) 2010年長野県農業長期ビジョン
- (13) 2010年長野県森林・林業長期構想
- (14) 長野県景観形成基本計画
- (15) 長野県教育長期構想
- (16) 信州はぐくみプラン

議 事 課



特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年7月19日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県規則第47号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成10年長野県規則第36号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条」を「第7条」に改める。

第14条の次に次の1条を加える。

(電磁的記録による保存及び作成の方法)

第15条 条例第6条第2号に規定する規則で定める方法は、次の各号のいずれかの方法とする。

(1) 作成された電磁的記録を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下この条において「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法

(2) 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2 条例第6条第5号に規定する規則で定める方法は、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

生活文化課NPO活動推進室